

現地情報

関西一の但馬ピーマンを炭疽病から守れ

2008年に発生した新型ピーマン炭疽病は、産地の存続に係る重要な病害である。この病害に但馬地区の生産者、JA、3普及センター、農林水産技術総合センターが一丸となり、GAP¹⁾方式のチェックリストに基づく対策の徹底や初発情報発信システムを「ピーマン炭疽病対策マニュアル」にまとめて被害軽減の成果を上げている。¹⁾ 農業生産工程管理のこと

はじめに

但馬全域で生産される但馬ピーマンは、関西一の夏秋ピーマン産地である。

しかし、2008年に発生したピーマン炭疽病は、国内では未報告の新型と判明し、2011年には但馬全域で発生した。重大な被害を受けた生産者は収穫を断念し、被害果混入などが産地の信用問題を招き、対策が急務となった。

早急な対策の構築と実践

(1)発生実態の把握と発生リスクの整理

早期解決に向け、重大な被害を受けた2011年10月に、生産者と関係機関で組織するピーマン炭疽病対策委員会を設立した。

多発した地区の初発時期、発生程度別の分布図を作成するとともに、全生産者の栽培管理を調査し、病害の発生につながる栽培管理上の発生リスクをリストアップした。(写真1)

(2)炭疽病対策の確立及び実践

発生リスクの回避対策を農林水産技術総合センターの指導により但馬地域の3普及センターとJAが取りまとめた。取り組み可能な対策をすべて

実践するため、GAPの手法を取り入れたチェックリストを作成した。チェックリストには、収穫用と出荷用コンテナの区別や洗浄、資材の消毒など細部にわたる項目までを盛り込んでいる。

また、JAの包装センターで被害果が発見されたときには、当該生産者へ連絡するとともに、ほ場確認、速やかな防除の実施や注意喚起のために初発情報を全生産者に発信するシステムを2012年作から試行した。

これらの取り組みを「ピーマン炭疽病対策マニュアル」(写真2)にまとめ、生産者全員に配布した結果、被害度30%以上のほ場が大幅に減り、収穫を断念する生産者も減少した。

今後の方針

マニュアルに沿った対策の徹底によって被害は減少傾向となっている。今後も関係機関と連携した対策の徹底によってピーマンの生産振興を進めていきたい。

田端 恵子 (豊岡農業改良普及センター)

(問い合わせ先 電話：0796-26-3708)



写真1 現地で栽培管理等の聞き取り



写真2 ピーマン炭疽病対策マニュアル